

〔解答1-1〕 期間 H12-1 正解 2

1 × (問題不成立)

第1年から第3年分の特許料は、原則として、特許査定の際の謄本の送達があった日から**30日以内**に納付しなければならない【特108条①】。ただし、この特許料の納付については、**政令で定めるところにより**、軽減、免除又は納付の猶予が認められる【特109条】。

従来は、この法律の委任に基づき、特許法施行令旧15条の2第2項において猶予が認められる旨記載され、また、同日第16条において、猶予期間として納付期間の経過の日から3年以内と定められていたが、H23改正により、いずれの規定も削除され、現在は、政令の定めるところにより猶予が認められるケースがなくなった。このため、問題文不成立となる。もっとも、これをもって、「猶予」とあれば、短絡的に全て×と考えるべきではなく、例えば、「政令で定めるところにより、軽減、免除又は納付の猶予が認められる」とあれば、正に109条の条文通りであり、また「政令で定めるところに」との意味となり、その限りにおいて誤りはない点に留意する。

2 ○

特67条の2の2①の書面は、「**存続期間の満了前6月の前日**」までに提出しなければならない【特67条の2の2①】、当該期間内に提出しないときは、「**存続期間の満了前6月以後に**」延長登録出願をすることができない【特67条の2の2②】。

本枝では、初日であるH21/4/6(月)が起算日となり【特3条①-1号但書】、末日がH20/10/7(火)となる。従って、その前日であるH20/10/6(月)までに提出していなければ、満了前6月であるH20/10/7(火)以降は、延長登録出願をすることができない。よって、正しい。なお、特67条の2の2①の書面は、責めに帰することができない理由により同項に規定する日までにその書面を提出することができないときは、その理由がなくなった日から14日(在外者にあつては、1月)以内で同項に規定する日の後2月以内に特許庁長官に提出することができる(特67条の2の2④)。

3 ×

「**審判長**」は、審決取消訴訟の提訴期間に附加期間を定めることができる【特178条⑤】。即ち、特許庁長官は附加期間を定めることができない。よって、誤り。

4 ×

裁定のうち、**公共の利益のための裁定**(特93条)を行うのは、「**経済産業大臣**」である【特93条②】。従って、特93条③では、特84条を読み替え、経済産業大臣が答弁書の提出期間を指定するため、特許庁長官に限られるわけではない。よって、誤り。

5 ×

公示送達は、「**官報に掲載した日から20日を経過**」することによりその効力を生ずる【特191条③】。本枝では、起算日がH21/10/8(木)、末日が、H21/10/27(火)であり、翌H21/10/28(水)の午前零時に査定の謄本が送達されたことになる【特3条①-1号但書、特121条①】。従って、H21/10/28(水)が起算日となる。よって、誤り。

〔解答1-2〕 **期間** H13-1 正解 4

1 ×

優先権証明書は、「**最初の出願の日から1年4月以内**」に提出しなければならない【**特43条②**】。本枝では、初日はH20/2/29(金)、起算日は翌H20/3/1(土)、応当日は1年4月後のH21/7/1(水)、末日はその前日のH21/6/30(火)となる(特3条①)。なお、本枝のケースは、「**年又は月の始から**」期間を起算するケースになるので、「**暦に従う**」こととなり【**特3条①-2号**】、1年4月後の月である6月の最終日が末日となる。よって、誤り。

2 ×

本枝では、まず、1) 不変期間(30日)については、初日がH19/3/23(金)、起算日が翌H19/3/24(土)、末日が、起算日を1日目とした場合における30日目であるH19/4/22(日)となる【**特178条③**】。この場合、本枝のように、附加期間が定められた場合の不変期間の末日は、「**手続についての期間の末日**」(特3条②)に該当しなくなるため、休日であってもその日に満了する。次に、2) 附加期間である15日はH19/4/23(月)の午前零時から始まるため、初日を算入して起算し(特3条①-1号)、H19/4/23(月)を起算日(第1日目)として15日目に当たるH19/5/7(月)が末日となる。よって、誤り。

3 × (類題: H15-1(1))

拒絶査定不服審判の請求に伴う補正は、「**審判の請求と同時にする場合**」に限られる【**特17条の2①-4号**】。本枝では、審判の請求日であるH19/1/30(火)に、審判の請求と同時に補正をする必要があり、また、その例外も規定されておらず、請求日経過後に補正をすることができる場合はない。よって、誤り。

4 ○

特許出願は、その**特許出願の日から9年6月**を経過した後は、**実用新案登録出願**に変更することはできない【**実10条①但書**】。本枝では、初日がH11/11/17(水)、起算日が翌H11/11/18(木)、応当日がH21/5/18(月)、末日が、その前日のH21/5/17(日)となり、この日は休日であるため、翌H21/5/18(月)までしか変更することができない(特3条②)。従って、H21/5/19(火)以降は変更できない。よって、正しい。

5 ×

手続の中断があったときは、期間は、進行を停止するが、この場合には、受継の通知又は手続の続行の時から、**新たに「全期間」の進行を始める**【**特24条**で準用する民訴132条②】。よって、誤り。

〔解答1-3〕 **期間** H16-1 正解 3

(イ) ×

手続の取下げは、その手続が特許庁に係属している場合に限り、することができる。本枝では、拒絶査定謄本の送達があった日から3月以内であれば、拒絶査定不服審判を請求することができるため（特121条）、未だ特許庁に係属しており、出願を取り下げることができる。一方、当該期間の経過後であっても、拒絶査定不服審判（特121条）を請求すれば、出願は引き続き係属することになり、その特許出願を取り下げることができる。よって、全体として、誤り。

(ロ) ○（類題：H27-32(二)）

特64条にいう「特許出願の日」とは、優先権主張を伴う出願にあっては、基礎となる出願のうち「最先の出願の日」をいう【**特36条の2②かっこ書**】。従って、本枝では、基礎となる出願Aの日から1年6月を経過したときに、出願公開される（特64条①）。よって、正しい。

(ハ) ×

新規性喪失の例外の適用を受けるためには、「該当するに至った日から1年以内」に特許出願をしなければならない【**特30条②**】。

本枝では、初日は予稿集の発行日である2024/2/28（水）、起算日は閏年であるため翌2024/2/29（木）、最後の月に応答日（29日）がないため、末日はその月の末日である2025/2/28（金）となる（特3条①）。よって、誤り。

(ニ) ×

第4年以後の各年分の登録料は、「前年以前」に納付しなければならない【**実32条②**】。「前年以前」とは、当該年度（本枝では第4年）に入る前を、意味するため（青本「特108条」参照）、第4年分の登録料は、第4年の前年（第3年）の末日までに納付しなければならない。本枝では、初日が設定登録日である2008/7/4（金）、起算日が翌2008/7/5（土）、末日が2011/7/4となり（特3条①）、その日までに納付すればよい。よって、誤り。

(ホ) ○

特許権の存続期間は、出願日から20年をもって終了し【**特67条①**】、更に、5年を限度として延長することができる【**特67条②**】。このため、最長で25年存続することになる。本枝では、初日が出願日である2000/4/6（木）、起算日が翌2000/4/7（金）、末日が2025/4/6（日）となる（特3条①）。なお、存続期間は、「手続についての期間」ではないため、末日が休日であっても、その日に終了する【**特3条②**】。よって、正しい。

以上より、誤っている枝は、(イ)(ハ)(ニ)の3つであるから、正解は「3」となる。

〔解答1-4〕 **期間** H18-5 正解 2

(イ) ○

法定期間経過後は、その手続期間は満了し、手続をすることができなくなっている。このため、期間延長の請求は、**その期間が経過する前**にしなければならない（青本「特4条」参照）。よって、正しい。

なお、指定期間については、省令で定めるものについては、その期間が経過した後であっても、省令で定める期間内に限り、延長を請求することができる（特5条③）。

(ロ) ×

特許料の納付期間が延長されるケースには、特4条と、特108条③とがある。このうち、特108条③については、特4条と異なり、「**遠隔又は交通不便の地にある者のため**」との限定はなく、これに該当しない者であっても、延長請求をすることができる【**特108条③**】。よって、誤り。

(ハ) ○（類題：H22-1(イ)）

優先権の主張を伴う特許出願であっても、出願日は遡及せず【**パリ4条B**】、我が国への**現実の出願日**が出願日となる。従って、出願審査の請求も、我が国への出願の日から3年以内にすることができる。よって、正しい。

(ニ) ×

指定期間を延長する権限は、当該期間を指定した行政官にある。従って、審査官が指定した期間を、特許庁長官が延長することはない【**特5条①**】。よって、誤り。

(ホ) ×

特許出願の実用新案登録出願への変更は、「**拒絶をすべき旨の最初の査定の際の謄本の送達があった日から3月を経過した後又は特許出願の日から9年6月を経過した後**」はできない【**実10条①但書**】。従って、いずれかの期間が経過した後は、変更することができず、特許出願の日から9年6月経過前であっても、最初の拒絶査定謄本の送達日から30日を経過していれば、変更することができない。よって、誤り。

以上より、正しい枝は、(イ)(ハ)の2つであるから、正解は「2」となる。

〔解答1-5〕 期間 H20-60 正解 1

1 ○

実用新案登録出願に基づいて、意匠登録出願について優先権の主張をすることは可能であり、この場合の優先期間は、意匠について定められた優先期間（6月）となる【パリ4条E(2)】。また、意匠登録出願についての優先権の主張であることから、優先権証明書は「意匠登録出願の日から3月以内に提出しなければならない」【意15条で準用する特43条②読替】。よって、正しい。

2 × (類題：H22-1(二))

特許を受ける権利を有する者の行為に起因して新規性を喪失するに至った発明については、その該当するに至った日から6月以内に出願をしなければ、新規性喪失の例外の適用を受けることはできない【特30条②】。一方、パリ条約による優先権を主張しても、出願日は遡及しない【パリ4条B、同4条の2(5)】。また、パリ条約による優先権主張の効果は、第1国出願日を基準に新規性の有無を判断するものであり【パリ4条B】、本枝は、それ以前に新規性を喪失しているため、優先権を主張しても新規性欠如を理由として拒絶される。よって、誤り。

3 ×

各同盟国は、条約に定められた場合にのみ優先権主張を認める義務がある。この点、パリ条約には、意匠登録出願から実用新案登録出願については定めがなく、必ずしも優先権の主張を認める義務はない。仮に、日本国がこれを許容する場合、優先期間は「意匠について定められた優先期間（6月）」となる【パリ4条C(1)】。従って、H20/3/4までに出願しなければ優先権主張の効果が認められない。よって、誤り。

4 ×

第4年以後の特許料は、前年以前に納付しなければならないが（特108条②本文）、満了の年以降に延長されることが確定した場合には、前年以前に納付することができない。このため、延長登録をすべき旨の査定の謄本送達日が、「その延長登録がないとした場合における特許権の存続期間の満了の日の属する年の末日から起算して前30日目にあたる日以後であるとき」は、その年の次の年から謄本送達日の属する年までの各年分の特許料を、一時に納付しなければならない【特108条②但書】。本枝では、謄本送達日が存続期間の満了日の属する年の末日から起算して前30日目に当たる日以後であり、その年の次の年から謄本送達日の属する年までの各年分の特許料、即ち、1年分のみを一時に納付すれば足りる。よって、誤り。

5 削除 (H23年改正により、審決取消訴訟提起後の訂正審判請求不可)

〔解答1-6〕 **期間** H21-55 正解 5

1 ×

特許法には、請求によってパリ条約による優先期間（パリ4条C）の延長を認める旨の規定はない。よって、誤り。

2 ×

「**審判長**」は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、職権で、不変期間について附加期間を定めることができる【**特178条⑤**】。よって、誤り。

3 ×

特許権者は、「**特108条2項（第4年以後の各年分の特許料）に規定する期間又は特109条（特許料の減免又は猶予）の規定による納付の猶予後の期間内に特許料を納付することができないとき**」は、その期間が経過した後であっても、その期間の経過後6月以内にその特許料を追納することができる【**特112条①**】。よって、誤り。

4 × （類題：H29-特14(3)）

「**特許出願、請求その他特許に関する手続についての期間**」の末日が行政機関の休日に関する法律1条①各号に掲げる日に当たるときは、その日の翌日をもってその期間の末日とする【**特3条②**】。しかし、特許権の存続期間は、手続についての期間ではないため、本規定は適用されない。よって、誤り。

5 ○

特許庁長官は、その実用新案登録出願に係る考案が物品の形状、構造又は組合せに係るものでないときは、相当の期間を指定して、願書に添付した明細書等について補正をすべきことを命ずることができる【**実6条の2-1号**】。また、特許庁長官は、実6条の2（補正命令）の規定により手続の補正をすべきことを命じた者がこれらの規定により指定した期間内にその補正をしないときは、その手続を却下することができる【**実2条の3**】。よって、正しい。